

令和 8 年 第 2 回

# 印西市農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 1 3 日（金）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第2号

令和8年第2回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年2月5日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

- 1 期 日 令和8年2月13日（金）
- 2 時 間 午後2時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

令和8年第2回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年2月13日（金）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠田道雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地の売払いに関する意見について

日程第 6 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

日程第 7 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分について

日程第 8 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（26名）

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
3番	小川	憲通	4番	五十嵐	義弘
5番	米井	絹恵	6番	武藤	悟
7番	岩井	猛和	8番	山崎	幸雄
9番	森田	文雄	10番	伊藤	英
11番	篠田	道雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石橋	孝雄	第1担当区域	小川	幹雄
第2担当区域	齋藤	信一	第2担当区域	湯浅	静夫
第3担当区域	宮嶋	茂	第3担当区域	渡邊	勝久
第4担当区域	芝倉	和夫	第4担当区域	宮内	弘行

第5担当区域	笠	井	重	幸	第5担当区域	柴	海	祐	也
第5担当区域	中	村	夏	子	第6担当区域	河	村	錦	一
第6担当区域	塩	澤	幸	雄	第7担当区域	押	田	正	光
第7担当区域	富	岡	義	一					

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係長	颯	佐	学
係長	内	藤	勝	弘				

## ◎開 会

(午後2時00分)

議 長 それでは、これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は15名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和8年第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際し、傍聴の申出はありません。

---

議 長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく申し上げます。

---

## ◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、8番、山崎委員と9番、森田委員を指名いたします。

---

## ◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和8年第1回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目をお願いいたします。

1月15日木曜日、令和8年第1回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか10名の農業委員及び15名の推進委員、事務局からは3名の職員が出席しております。

1月16日金曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長ほか事務局からは1名の職員が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第4条及び第5条に係る権限移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

1月26日月曜日、法務局照会に係る現地確認を瀬戸地先で実施し、笠井推進委員、柴海推進委員、小見主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページをお願いいたします。法務局に対し、1月27日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、1月30日金曜日、萩原地区における地域計画の協議の場が萩原構造改善センターで開催され、武藤農業委員、笠井推進委員が出席しております。

2月5日木曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第1小委員会、森田委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは3名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請2件、第5条申請4件、第46条国有農地売払いに関する意見1件、工事完了報告5件、転用事実確認証明願4件でございます。

会務の報告については以上です。

**議 長** これで日程第2、会務の報告を終わります。

---

### ◎議案第1号

**議 長** 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

#### 【議案第1号について説明】

**事務局** 以上2件でございます。

**議 長** 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

**森田委員** 9番、森田です。議案第1号1番について、事前審査報告を行います。

資料の1ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は農業経営規模の拡大です。契約内容は売買、売買金額は記載のとおりです。

譲受人の経営面積、営農日数ともに農家要件を満たしております。

営農計画ですが、家が近く、自分の農地の隣のため。

年間作付計画は、作付時期、4月から9月、作目、水稻、農作業日数は約100日。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

**押田委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、富岡委員。

**富岡委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

9番、森田委員。

**森田委員** 9番、森田です。議案第1号2番について、事前審査報告を行います。

資料の7ページを御覧ください。所有権移転の申請です。

申請理由は経営規模の拡大です。契約内容は売買です。金額は記載のとおりです。

土地選定理由、家が近く、自分の農地の隣のため。

営農日数、約100日、作付時期、4月から9月、作目は水稻。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議 長 続いて、富岡委員。

富岡委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

#### 【議案第2号について説明】

事務局 以上4件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

岩井委員 7番、岩井です。議案第2号1番について、事前審査報告を行います。

13ページを御覧ください。転用を伴う所有権移転の農地法第5条の申請です。

本計画地は第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅用地への転用です。

転用時期は許可後、完了予定は令和8年5月31日です。

施設の概要は、専用住宅1棟、建築面積、資金計画は記載のとおりです。

16ページの事業計画書を御覧ください。申請理由は、現在借家に居住している。長年の日々の生活とともに手狭になっており、現在の住まいより広い住まいが必要になったため。

計画施設内容は、記載のとおりです。

地目別面積、用排水計画、防災計画、周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者、耕作者への説明状況は記載のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対して聞き取り調査を実施しました。他法令等進捗状況につきましては、一覧表を御覧いただきたいと思います。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第6担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第6担当区域の河村委員。

**河村委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、塩澤委員。

**塩澤委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議 長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

7番、岩井委員。

**岩井委員** 7番、岩井です。議案第2号2番について、事前審査報告を行います。

21ページを御覧ください。転用を伴う所有権移転の農地法第5条申請です。

本計画地は第1種農地となります。第1種農地は、原則許可することができない農地となりますが、第1種農地の不許可の例外規定の一つとなり、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、例外的に許可できる農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅用地とのことでした。

転用の時期は許可後になり、完了予定は令和8年9月30日。

施設の概要は、専用住宅1棟、建築面積、資金計画は記載のとおりです。

24ページの事業計画書を御覧ください。申請理由は、犬と暮らす新居の計画で、広くて自然に囲まれたのどかな環境を求めて土地を探していたところ、今回の計画地が候補となりました。費用を含め総合的判断により建築計画を進めることになりました。敷地は、道路から対象地に沿って緩やかに高くなっています。整地を行い建築する予定です。

計画施設内容は、記載のとおりです。

用排水計画、防災計画、周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者、耕作者への説明等々は記載のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。他法令手続等の進捗状況につきましては、一覧表を御覧いただきたいと思います。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

以上です。

**議 長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

**押田委員** 問題ありません。

**議 長** 続いて、富岡委員。

**富岡委員** 問題ありません。

**議 長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第2号2番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

**五十嵐委員** 4番、五十嵐です。議案第2号3番について、事前審査報告を行います。

29ページです。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電用地への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、令和8年3月2日、完了予定、令和8年5月29日です。

施設の概要は、太陽光パネル168枚、パワーコンディショナー10台です。

36ページの事業計画書を御覧ください。アの計画施設内容は記載のとおりです。

イの土地選定理由は、管理困難物件であり、太陽光発電を行うに当たり、日照時間が長く発電条件がいい本申請地を譲り受けることができたためです。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

**芝倉委員** 問題ありません。

**議長** 続いて、宮内委員。

**宮内委員** 問題ありません。

**議長** 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号3番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長** 挙手全員でございます。

議案第2号3番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号4番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

**米井委員** 5番、米井です。議案第2号4番について事前審査報告を行います。

転用を伴う所有権移転の申請です。

専用住宅への転用です。本計画地は第2種農地となります。

転用の時期は、着手予定、許可後、完了予定、令和8年11月25日。

施設の概要は、専用住宅1棟、建築面積は記載のとおりです。

48ページ、事業計画書を御覧ください。計画施設内容、現在は借家にて生活をしておりますが、日常生活に不便、不自由を感じており、申請地を購入して自己用住宅を建築する計画としました。盛土規制法には該当しません。土砂等の搬出入はなく、敷地内の土砂で調整可能です。計画施設は記載のとおりです。

土地選定理由は、利便性がよい立地のため選定しました。

地目別面積、用排水計画、周辺農地への説明状況は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認して、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

**齋藤委員** 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

小川（憲）委員 関係法令で道路法ってあるのですけれども、これは接続の関係ですか。

議 長 では、事務局。

事務局 道路側溝への接続です。

議 長 よろしいですか。

小川（憲）委員 はい。

議 長 それでは、ほかに何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号4番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号4番は、許可相当とすることに決定しました。

---

### ◎議案第3号

議 長 日程第5、議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地の売払いに関する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。議案第3号 農地法第46条の規定による国有農地の売払いに関する意見についてでございます。

まず、本案につきましては、あまり事例のない議案となっておりますので、初めに簡単に内容について説明をさせていただきますと、このたび農林水産省が管理している国有農地において、一般競争入札により、あくまでも農地法の規定による農業利用を目的とした条件付での売払いを実施する旨の公示がなされたところでございます。これに伴いまして、その入札に参加するための申込者が農地法第46条に規定する売払いの相手方として該当するか否か

について、農業委員会の意見を今回求められたものでございます。

審議内容といたしましては、農地法第3条許可申請と同様となります。農地の権利を取得できる適格者であるかどうかについてご審議していただくものとなっております。

それでは、議案について説明いたします。

**【議案第3号について説明】**

**事務局** 以上1件でございます。

**議長** 事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

6番、武藤委員。

**武藤委員** 6番、武藤です。議案第3号1番について、事前審査報告を行います。

審査内容は、国有農地の一般競争入札への参加申込みがあったことから、農地法施行規則第95条の規定による売払いの相手方として該当するか否かについて審査したものでございます。

総会資料の53ページを御覧ください。国有農地一般競争入札における国有財産売払いの公示書の写しになります。

1番として、売払い物件は記載のとおりです。

2番、入札参加者に必要な資格といたしましては、本件国有農地の売払いは農業利用を目的とした売払いのため、農地法第3条の許可を受けられる者であることが条件となります。

3番、4番の問合せ先及び入札参加申込書の提出期限は記載のとおりで、申込期限は既に過ぎており、入札日は令和8年2月27日です。

続いて、総会資料の54ページを御覧ください。国有財産競争入札参加申込書の写しになります。申込者は、記載のとおりで、次ページからは申込者の経営の実態及び営農状況等が記載されております。農家台帳とも相違ないことを確認しております。

事前審査会において現地を確認し、書類による審査を実施いたしました。申込者の営農日数は農家要件を満たしており、また耕作の事業に必要な機械、労働力、技術力等も備わっており、さらには通作距離についても自宅に近接し、自作地の隣でもあるため、農地取得者としても適しており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上のことから、申込者は売払い者に該当すると審査しましたことを報告します。

以上です。

**議長** 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第1担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第1担当区域の石橋委員。

**石橋委員** 現場は草が生えていて、きれいに刈ってありまして、すぐに農地として利用できると思うので、問題ないと思います。

**議 長** 続いて、小川委員。

**小川（幹）委員** 問題ありません。

**議 長** それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

**大久保委員** ちょっといいですか。

**議 長** どうぞ。

**大久保委員** この場所に農水省が管理している土地持っているというのは、どういういきさつかというのは分からないですね。

**議 長** 事務局、答えられるか。

**事務局** 一応閉鎖謄本のほうをちょっと確認してみたのですが、昭和22年ですか、当時相続税の物納制度において国有農地になったような記載がされておりました。その程度にしか、ちょっと分からないです。すみません。

**議 長** よろしいですか。

ほかに何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

**議 長** それでは質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番について、売払い者として該当することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**議 長** 挙手全員でございます。

議案第3号1番は、売払い者に該当すると答申することに決定しました。

---

### ◎諮問第1号

**議 長** 日程第6、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）

に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の5ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

**【諮問第1号について説明】**

**事務局** 以上15件でございます。

**議長** 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

**議長** それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

**議長** 挙手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

---

**◎報告事項**

**議長** 日程第7、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の27ページをお願いします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

**【報告第1号について説明】**

**事務局** 以上1件でございます。

**議長** この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第8、報告第2号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案書の35ページをお願いします。報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

農地法第4条の許可が1件、5条許可が16件でございます。

以上でございます。

**議長** この案件につきましても、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会、森田委員長より報告をお願いします。

**森田委員** 9番、森田です。第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和8年2月5日、第1小委員会において、工事完了報告5件、転用事実確認証明願4件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

**議長** これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

---

### ◎閉 会

**議長** 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和8年第2回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後2時58分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和8年2月13日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 8 番 山 崎 幸 雄

署 名 委 員 9 番 森 田 文 雄